

○南相馬市育英資金貸付条例

平成18年1月1日条例第187号

南相馬市育英資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、南相馬市出身の学生又は生徒であつて、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金を貸付けし、もつて教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とする。

(貸付けを受ける者の資格)

第2条 育英資金は、申請に基づき、次に掲げる要件を備える者に対して貸し付ける。

- (1) 大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、福祉、栄養の指導、保育、語学、情報処理、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限2年以上の専修学校をいう。以下同じ。）又は高等学校に在学し、品行が正しく、学術に優れている者
- (2) 大学、高等専門学校、専修学校若しくは高等学校に入学するまで又は入学の目的をもつて住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められる者
- (4) 国、県又は他の団体から同種類の育英資金の貸与又は給与を受けていない者

(育英資金の額)

第3条 育英資金の額は、次の表の左欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

在学する学校の種別	金額
大学（医師及び獣医師）	月額 60,000円
大学	月額 48,000円
高等専門学校又は専修学校	月額 35,000円
高等学校	月額 18,000円

2 育英資金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）の数は、予算で定める。

(貸付けの期間)

第4条 育英資金を貸し付ける期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業期間とする。

(連帯保証人)

第5条 奨学生になろうとする者は、市長が定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は、市長が南相馬市育英資金貸付審査会（以下「審査会」という。）に諮ってこれを決定し、本人に通知する。

2 審査会の組織及び運営については、別に定める。

(育英資金の交付)

第7条 育英資金は、毎月15日までに本人に交付する。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて交付することができる。

(貸付けの休止)

第8条 奨学生が休学したときは、休学の翌月から復学の前月までの間、育英資金の貸付けを休止する。

(貸付けの停止又は廃止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸付けを停止し、又は廃止する。

- (1) 傷病等のために成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 育英資金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、奨学生として適当でないとき。

(育英資金の返還)

第10条 奨学生は、卒業の月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間（ただし、この期間が15年以上の場合は、15年とする。）において育英資金の総額を毎月の末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により返還期間を短縮し、又は月賦額を増額して返還することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、前項に準じて育英資金を返還しなければならない。

- (1) 貸付期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。

(3) 育英資金の貸付けを辞退したとき。

(4) 育英資金の貸付けを廃止したとき。

3 育英資金は、無利息とする。

(借用証書)

第11条 奨学生が卒業し、又は前条第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに連帯保証人と連署して、市長が定めるところにより、借用証書を提出しなければならない。

(返還猶予)

第12条 市長は、奨学生であった者が上級学校に進学したときは、その在学期間、育英資金の返還を猶予する。

2 災害、傷病その他正当な理由のために育英資金の返還が困難と認められるときは、願出により相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還免除)

第13条 市長は、奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願出により、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(督促及び延滞金)

第14条 育英資金の返還を延滞したときは、南相馬市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年南相馬市条例第91号）の例による。ただし、第12条により返還を猶予された者は、その期間について延滞金を免除する。

(経理)

第15条 育英資金の貸付けに関する収支は、特別会計とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の小高町奨学資金貸与条例（昭和35年小高町条例第2号）、鹿島町奨学資金貸付条例（平成10年鹿島町条例第26号）又は原町市育英資金貸付条例（昭和32年原町市条例第28号）（以下これらを「合

併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに貸付けが決定された育英資金又は奨学資金の額及び償還方法は、なお合併前の条例の例による。

改正

平成22年11月24日教育委員会規則第5号

南相馬市育英資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市育英資金貸付条例（平成18年南相馬市条例第187号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請手続)

第2条 条例の規定により育英資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南相馬市育英資金貸付願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者が現に在学し、又は在学していた学校の長の発行する奨学生推薦調書（様式第2号）及び成績証明書
- (2) 申請者の属する世帯に係る所得証明書
- (3) 世帯全員の住民票の写し

(連帯保証人)

第3条 条例第5条の規定により申請者が立てなければならない連帯保証人は、市内に居住する成年者であって、独立の生計を営み、かつ、育英資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するもの2人とする。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、親権者、未成年後見人又はその他これに代わる者と教育委員会が認めた者でなければならない。

(誓約書の提出)

第4条 条例第6条第1項の規定による育英資金の貸付決定の通知を受けた申請者は、連帯保証人と連署の上、速やかに誓約書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者の在学証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書
- (3) 親権者以外の連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書

(借用証書の提出)

第5条 条例第11条に規定する育英資金借用証書（様式第4号）は、教育委員会に提出しなければならない。

（返還猶予の申請手続）

第6条 条例第12条の規定により育英資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条の規定に該当するに至った日後速やかに育英資金返還猶予額（様式第5号）及び当該規定に該当することを証するに足りる書類を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（卒業の届出）

第7条 奨学生が卒業したときは、速やかに卒業届（様式第6号）及び卒業証明書又は卒業証書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

（届出）

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに履歴事項等異動届（様式第7号）を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、奨学生の家族又は連帯保証人が当該奨学生に代わって届け出なければならない。

（1）氏名又は住所を変更したとき。

（2）休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

（3）連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人について破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

2 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第8号）に第4条第2号及び第3号に定める書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 奨学生が死亡したときは、奨学生の遺族又は連帯保証人は、死亡の事実を証する書類を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 前3項の規定は、育英資金を返還しなければならない者で、まだその全部又は一部を返還していないもの及び返還の猶予を受けているものについて準用する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、奨学生の選考の手続その他条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の小高町奨学資金貸与条例施行規則（昭和40年小高町教育委員会規則第3号）、鹿島町奨学資金貸付条例施行規則（平成10年鹿島町教育委員会規則第3号）又は原町市育英資金貸付条例施行規則（平成13年原町市教育委員会規則第12号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに貸付けが決定された育英資金又は奨学資金については、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成22年教委規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の南相馬市育英資金貸付条例施行規則の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）